

法学委員会・心理学・教育学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：法と心理学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、 主体となる委員会に○印を付ける。)	○法学委員会 心理学・教育学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>司法が人間の営みである以上、心理学的な知見から司法あるいは法制度について検討することは、必要不可欠である。例えば刑事法の分野だけでも、取調べのあり方、供述の信用性評価、事実認定・量刑のあり方などについて心理学的な知見を参照・応用し、現在の制度の問題点を洗い出したうえでより良い制度を作ることが必要であろう。被害者支援、犯罪者の社会復帰、家事事案や少年の案件等の刑事法の他の分野や、憲法、行政法などの公法及び民法、商法、民事訴訟法などの民事法の分野においても、法と心理学の実践的な研究課題は多く、成果の応用領域は広い。そこで、法学と心理学の連携や、司法に関連する諸問題について心理学をいかに活用し、制度を改善することができるかを提言していきたい。</p> <p>前期までは心理学・教育学委員会の中に法と心理学分科会が設置され、主として基礎的な検討を行ってきた。今期からは、その取り組みを継続し、法制度に適用することを目指し、法学委員会のもとに「法と心理学分科会」を設置することを提案したい。</p>
4	審議事項	<p>1. 法学と心理学の連携に関する事項</p> <p>2. 司法に関連する諸問題についての心理学の活用に関する事項</p> <p>3. その他設置目的に関連する事項に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	令和6年1月25日～令和8年9月30日
6	備考	